

「学費補助金」(神奈川県の授業料補助)申請手続

(令和5年4月～令和6年3月分)

※申請をしなければ支援は受けられません！

東京都にお住まいの方は以下事項は関係ありませんので、直接東京都私学財団にお申し込みください。
(https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html)

1 提出方法

ご自身が対象かどうか不明の場合でも申請を行ってください。(申請をしなければ対象となる場合であっても受給することが出来ません) 申請後、県にて対象者かどうか判断をして頂けます。

6月28日(水)までに、次の手順を行ってください。

※先に就学支援金のオンライン申請を行ってから提出をお願いいたします。

【学費補助金申請手順】

就学支援金のオンライン申請後、配付された「**学費軽減申請書**」に必要事項を記入し、同封の返送用封筒にて事務室宛に郵送してください。(切手の貼付を忘れずにお願いいたします)

※以下に当てはまる方は追加で下記書類を適宜ダウンロードの上返送用封筒にて提出してください。

・生活保護世帯の方 : **生活保護受給証明書**

・多子世帯の方 : **健康保険証貼付台紙**

(世帯年収約 700～910 万円で、15 歳以上 23 歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が 3 人以上いる世帯)本人含め 4 名以上いる場合でも、台紙には 3 名分の貼付で構いません。

2 注意事項

・ **令和5年4月～令和6年3月分の受給申請となります。**申請期限を過ぎた場合、満額の支給ができない場合がございますのでご注意ください。事情があって申請が間に合わない場合は、必ず期限までに学校事務室までご相談ください。

・ 申請に不備がない場合は **10月～11月初旬頃**に就学支援金と併せて申請結果の通知および支給を予定しています。

・ 生活保護世帯の方は「生活保護受給証明書」の提出をお願いします。(福祉事務所長が発行。生活保護の始期・発行年月日が記載されたもの。「支給証」ではありません。)

(*令和4年1月1日時点で、生活保護を受けていることが分かる証明書が必要です。)